

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示案（※）の制定に関するパブリックコメントに関する意見募集の結果とこれに対する国土交通省及び経済産業省の考え方

※ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案

- 実施期間：平成20年11月20日から平成20年12月19日
- 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のホームページ、国土交通省及び経済産業省のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見提数：22（意見提件数：49件）

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。

なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

寄せられたご意見の概要	国土交通省及び経済産業省の考え方
1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止	
【1－5】関係	
<p>○JISA9526（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹き付け硬質ウレタンフォーム保温板及び JISA9511（発泡プラスチック保温材）に規定する押出法ポリスチレンフォーム保温板の断熱材のうち、地球温暖化防止の観点からもノンフロンと限定すべきである。</p>	<p><原文を維持></p> <p>○JISA9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹き付け硬質ウレタンフォーム保温板や JISA9511（発泡プラスチック保温材）に規定する押出法ポリスチレンフォーム保温板について、ノンフロン以外の材料についても一定の省エネ効果があるのと認められるので、これを用いた場合に評価点を加算することとしております。</p>
<p>○JISA9526（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹き付け硬質ウレタンフォーム保温板の断熱材は最新の JIS に於けるどの材料に該当するものか。</p>	<p><一部修正></p> <p>○御指摘の断熱材等については、JISA9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹付け硬質ウレタンフォーム保温板を指します。なお、JISA9526（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）は、JIS9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に改正されているので修正いたします。</p>
<p>○簡易ポイント法において、庇による日射遮蔽性能に関する評価点について、暑熱地域に限らず、一般地域においても加算でき</p>	<p>○簡易ポイント法において、一般地域の庇による日射遮蔽性能は、暑熱地域のものよりも外壁等の省エネ性能全体に与える影</p>

<p>るようにすべきである。</p>	<p>響が小さいため、評価点を加算しておりません。</p>
<p>○吹き付け硬質ウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム共に多数の品種が存在し、厚さだけでは省エネ性の判断が困難であるため、熱抵抗で記載すべきである。</p>	<p><原文を維持> ○吹き付け硬質ウレタンフォーム等については、その断熱性能について厚さで表すことが可能であるとともに簡便であることから、簡易ポイント等においてはその断熱性能については厚さを規定しています。</p>
<p>○「厚さが 20 ミリメートル以上の吹き付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用」等の「その他これに相当する断熱性能」が特定できるようにして欲しい。</p>	<p><原文を維持> ○「その他これに相当する断熱性能」の考え方については、従来のポイント法と同様に技術解説書において示してまいります。</p>
<p>2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用</p>	
<p>【2-2】関係</p>	
<p>○小規模な零細企業は CEC の計算を行うことができないため、外注せざるを得なくなり、多大な費用負担が発生する。小規模な零細企業の企業活動に支障を来さないように、全ての空調設備を簡易ポイント法等に追加するべきである。</p>	<p><原文を維持> ○セントラル方式の空調設備については、それを設置する建物設計によって空調設計が変わり、その仕様が多岐にわたるため、現時点では簡易ポイント法等において一般的かつ簡易な仕様を規定することは困難な状況です。また、氷蓄熱式 EHP や発電機能付き GHP 等のパッケージエアコン等についても、現時点では十分な技術的知見がないため、簡易ポイント法等において一般的かつ簡易な仕様を規定することは困難な状況です。今後とも、引き続き、これらの空調設備の簡易ポイント法等の整備のための検討を継続し技術的検討を了すれば、必要に応じ、</p>

	速やかに基準を改定してまいります。また、CEC の適用が容易となるよう、簡易的な BEST を早期に整備します。
○5,000m ² 以下の建築物の大規模改修等を行った場合も簡易ポイント法の対象に追加すべきである。	<p><原文を維持></p> <p>○簡易ポイント法は、建築物の規模が小さいという特性を踏まえて評価を簡素化したものであり、2,000m² 以上の建築物に対し適用させることは困難です。</p>
○省エネルギーに対応した新しい機器やシステムが開発された場合の配慮がなされていない。	<p><原文を維持></p> <p>○現行の省エネ基準において、ポイント法等の仕様基準だけでなく、CEC といった性能基準もあるので、新しい機器等も性能評価することが可能です。今後とも、引き続き、必要に応じて新しい空調設備に対応した簡易ポイント法等の整備のための検討を継続してまいります。</p>
○小規模な建築物に設ける空調設備はトップランナー方式で省エネ取り組みがなされており、二重行政である。トップランナー基準等の基準と省エネ措置の評価基準が整合していない。	<p><原文を維持></p> <p>○建築物における空調設備のエネルギー負荷は、設備の性能のみならず、建築物の設計に大きく依存することから、本判断基準の対象とすることが適当と考えております。</p>
○家電量販店で購入する家庭用機器は省エネ措置の対象となるのか。	<p><原文を維持></p> <p>○換気を行わない家庭用の小型のルームエアコンは対象としないと考えております。</p>
【2-5】関係	
○空調機器の性能は、COP でなく APF で判断すべきである。	<p><原文を維持></p> <p>○現時点では APF よりも COP が一般的かつ広く普及しているため、COP を簡易ポイント法に使用することとしております。</p>

<p>○技術の進展に応じた新しい空調設備に関する情報を受ける窓口を設けるべき。</p>	<p><原文を維持> ○今後とも国の担当窓口等において相談等を受けてまいります。</p>
<p>○簡易ポイント法において、ポイント法と作業手間が同じで評価ポイントに著しい差がある「空気調和設備の熱源に関する評価点」を同じ評価点にしてほしい。</p>	<p><原文を維持> ○空気調和設備の熱源の評価点については、小規模な建築物を対象とする簡易ポイント法の方がポイント法よりも計算方法等を簡易化しているため、評価点が異なっております。</p>
<p>○24 時間空調となる例や冬季においても内部発熱の増加により冷房運転を実施する機会が多いが、空調配管における断熱水準を設けるべきではないか。</p>	<p><原文を維持> ○簡易ポイント法では、冷媒配管の断熱水準は熱源機器の COP に反映されているものと考えているため、冷媒配管個別の断熱水準にかかわる基準は設けておりません。</p>
<p>○住宅の省エネ基準あるいは事業主基準の地域区分と合わせるべきではないか。</p>	<p><原文を維持> ○建物に採用される各種の省エネルギー手法の効果は、建物の用途や地域によって大きく変化しますが、今後、地域区分の統合が可能かどうかについて検討していきたいと考えております。</p>
<p>4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用</p>	
<p>【4-5】関係</p>	
<p>○電球型等に限定されて解釈されるおそれがあるので、LED 型ランプを LED 等と表現すべき。</p>	<p><原文を維持> ○LED 型ランプにはご指摘の LED モジュール等も含まれると考えております。技術解説書においてその旨記してまいります。</p>
<p>○省エネ措置の対象となる照明について、避難用のものは対象にすべきである。</p>	<p><原文を維持> ○簡易ポイント法等においては、避難用の照明設備についても、省エネ性能が高いものを使うことが望まれますが、省エネ法に</p>

	<p>においては省エネ効果の大きい日常的に用いられる照明を対象としております。</p>
<p>5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用</p>	
<p>【5-5】関係</p>	
<p>○「保温材」の定義について、JISA9501（保温保冷工事施工基準）において保温材の定義と統一すべきである。</p>	<p><原文を維持> ○現在、保温材の厚さのみで保温仕様1~3に分類していることから、保温材の熱伝導率を厳しく規定することが必要であると考えております。よって保温材の熱伝導率を0.065W/mK以下とすることは不適切だと考えております。なおCEC/HWの計算法では、根拠を示して0.044W/mKより大きい保温材を用いて計算することを認めております。</p>
<p>○保温材の熱伝導率の計算方法について、配管内温度と室温等との平均値を用いる方法を認めて欲しい。</p>	<p><原文を維持> ○保温材の熱伝導率の計算方法については、法令上規定しておりません。</p>
<p>○太陽熱温水システム、HP式給湯機等の給湯設備等には貯湯槽等があることから、これらの断熱材の施工厚さに関する規定が必要ではないか。特に温暖地域では屋外型貯水槽から浄水する場合があります、給湯負荷が大きく外気温の低い冬季において供給水の温度低下による給湯負荷の増大が心配されることから、貯水槽の断熱水準を設けるべきではないか。</p>	<p><原文を維持> ○簡易ポイント法においては、貯湯槽等の断熱性能については、給湯設備全体の省エネ性能に占める割合が大きいこと等から、対象にしておりません。また、屋外型貯水槽については、冬期は給水温の温度低下により給湯負荷の増大が懸念されますが、一方、夏期は日射等による温度上昇による給湯負荷の軽減が期待されます。現時点では、これらの影響が十分に精査されている状況ではないことから、評価基準を設けておりません。</p>

<p>○簡易ポイント法において、ポイント法と作業手間が同じで評価ポイントに著しい差がある「給湯に関する保温仕様に関する評価点」を同じ評価点にしてほしい。</p>	<p><原文を維持></p> <p>○保温材については、大規模な建築物の給湯設備に用いる場合の方が、小規模な建築物の給湯設備に設ける場合よりも、省エネ効果が大きいので評価点を大きくしています。</p>
<p>■ その他</p>	
<p>○事業者、設計者や建築主に対し今回の改正内容の周知を行っていくべきである。</p>	<p><原文を維持></p> <p>○平成 22 年 4 月の施行に向けて、全国において関係者に講習会等を通じて説明するとともに、パンフレット、ホームページを活用して、周知徹底を図って参ります。</p>